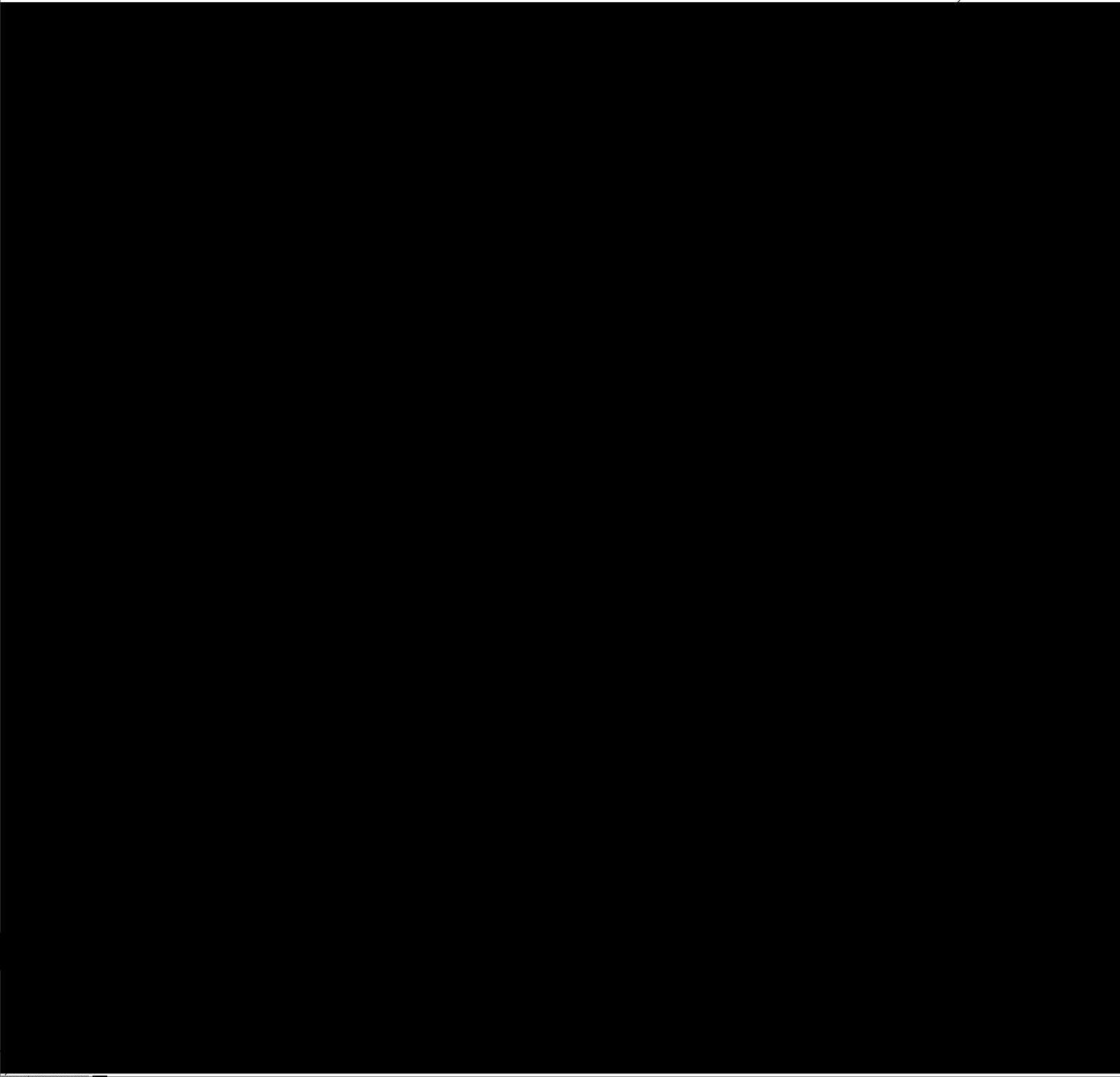
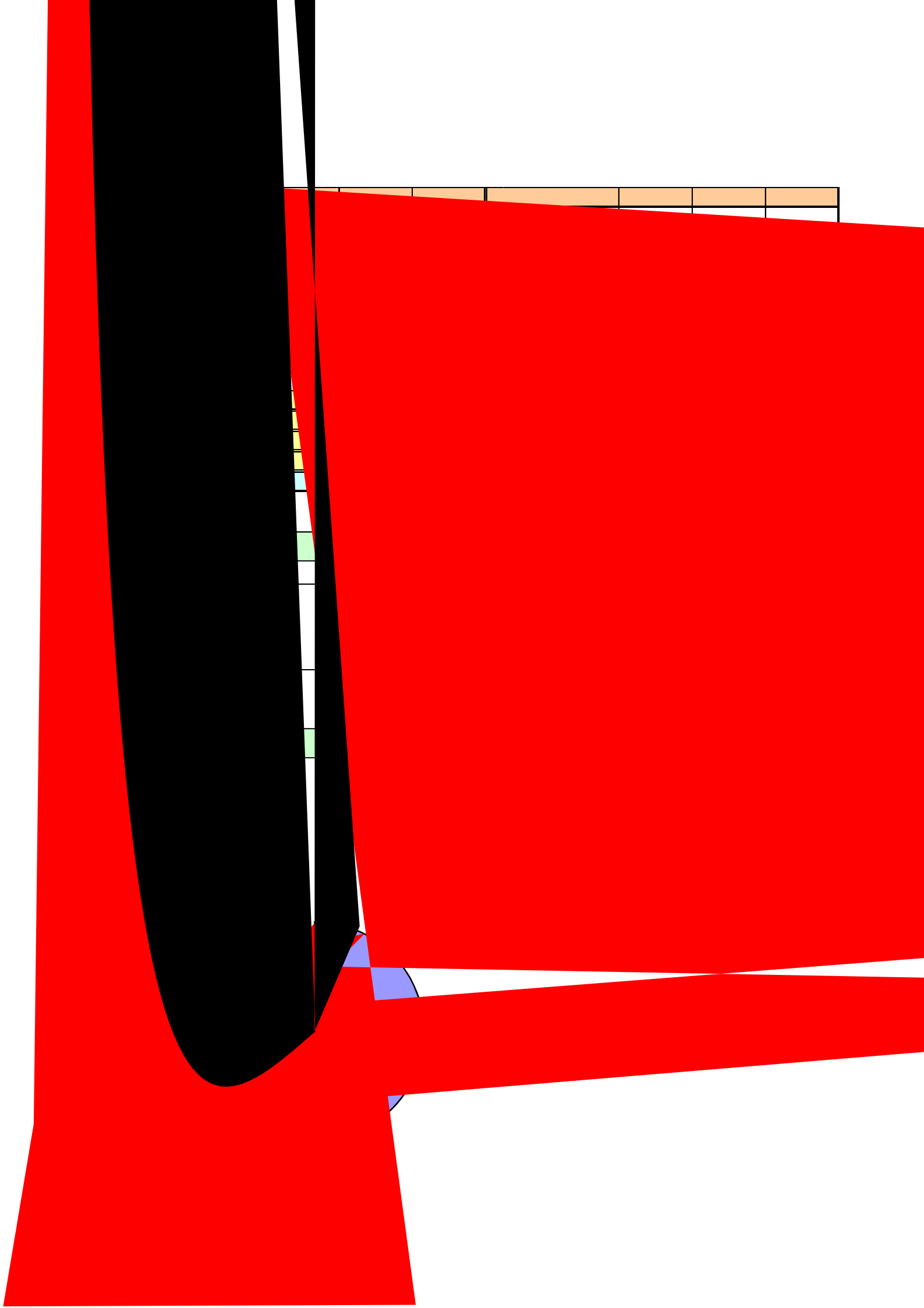
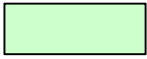
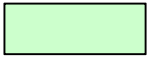


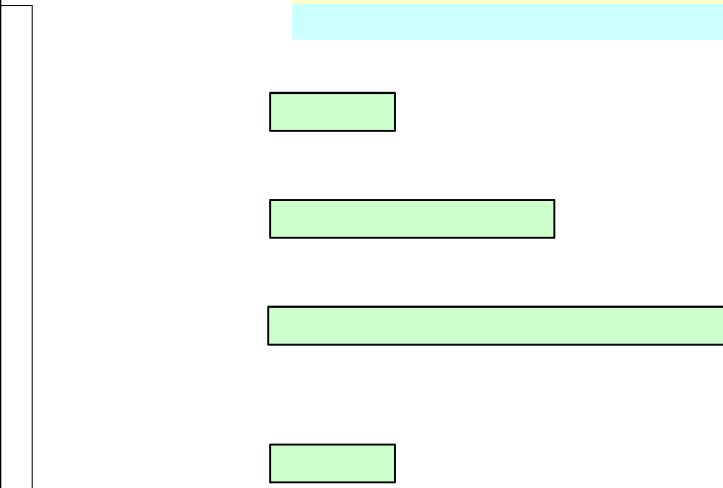
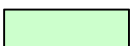
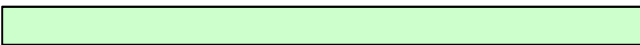
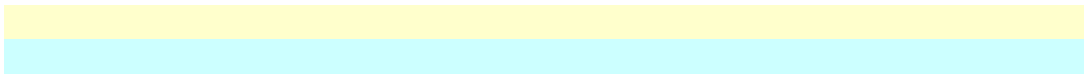
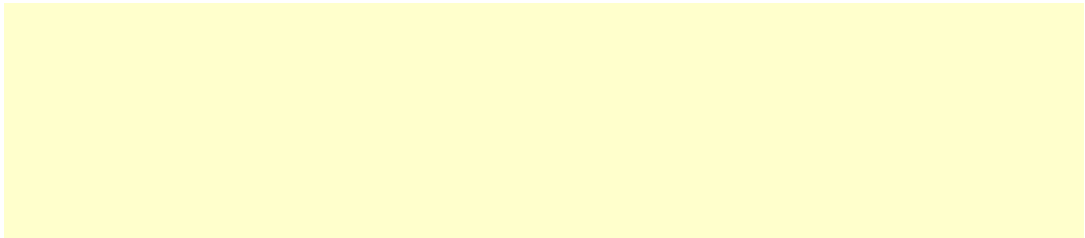
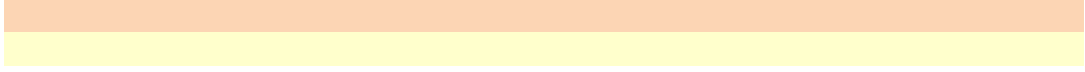
|













独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

国立大学法人 広島大学
学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 種 澤 克 彦 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 種 澤 克 彦 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 真 紀 (印)
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人等が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示していること、また、その表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠していることと、また、その表示が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠していることとを、

監査人の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす危険があることには十分留意して計画される。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす危険があることには十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったことである。なお、当監査法人は、監査に際して、

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったことである。なお、当監査法人は、監査に際して、

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー

および決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任
学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任
会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見
当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと

認める。

報告書に対する報告

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書（会計に関する部分）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、監査法人は、

当該監査の対象となる事項に関する記録が、学長、理事、監事等の責任において適正に作成されていると認め、

当該事業年度の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローに関する記載が、上記の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）に正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成24年度 監事監査報告書

平成25年6月17日

国立大学法人広島大学
学長 浅原 利正 殿

国立大学法人広島大学

監事 西口 千登志 (印)

監事 間田 泰弘 (印)

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において運用する「国立大学法人法第35条第2項」に基づき、平成24年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）の国立大学法人広島大学の業務に係る監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則等に鑑み、役員会等の出席要否を協議への出席、重要会議等の出席、役員等からの業務運営状況の聴取、並びに本部及び主要部門における業務・財務状況の調査等を実施しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、等）について、広島大学法人の業務運営状況に照らし、監査の結果を踏まえ、監査の概要及び監査の結果について報告いたします。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、法人の財政状態および運営状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

以上